

会 議 の 経 過

1 開 会 午後3時

(小椋教育長) これより第16回倉吉市教育委員会定例会を開会します。

2 前回議事録承認

3 議事録署名委員の選出 福井委員

4 議事

(1) 議案第46号 倉吉市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

教育長 ご質問等ございましたら。

委員 この教育委員会のハラスメント防止要綱ですが、市の職員のハラスメント防止要綱は、以前から制定されていませんか。

学校教育課長 倉吉市ハラスメント防止要綱は制定されています。

委員 新たに教育委員会のハラスメント防止を作るということによいですか。

学校教育課長 そのとおりです。学校関係です。

委員 学校関係は、市の要綱では読めないところもあるということでしょうか。

学校教育課長 そうです。それで学校用の要綱を準備させていただきました。

委員 わかりました。

委員 相談窓口で、管理職を除く男女1名となっていますが、管理職を除くというのはどういうことでしょうか。

学校教育課長 管理職では相談しにくいという声があったからです。そのため、一般職員の方から選ぶようになっています。

委員 選定については、それぞれの学校で、担当職員を予め決めておくのですか。

学校教育課長 そうです。学校では、安全衛生推進委員会というのを設置しています。そういった場で担当職員を決めるのがいいのではと考えています。

委員 はい、わかりました。

教育長 補足しますと、今までは第6条の表にありますように、鳥取県教育委員会の教育総務課にヘルプデスクというのがあり、そこで相談ができる仕組みになっていました。法が改正になったこともあり、改めて、倉吉市教育委員会にも制定するということになりました。

それから、学校内の担当者ですが、管理職を外したのは、ハラスメントの当事者は管理職のこともあり得るというような意見もあって、あえて管理職は外して担当職員を選んでもらうというようにしています。

委員 何点か伺いたのですが、まず相談窓口についてです。すべての行為に対しての窓口が学校教育課となっていますが、学校教育課の中で誰が担当するのでしょうか。

次に、委員からもお話がありましたように、各学校の担当者も名簿報告が必要だと思えます。

それから、校長が最終責任者ですけども、教頭先生もおられるわけで、校長・教頭

がそういった行為を行った時には、学校教育課に直接連絡をすればいいわけですから、管理職が1人加わるべきではないかと私個人としては思います。

最後に、相談についてですが、連絡先の電話番号、メールアドレス、FAX、そういった専用の回線とか、そういったものがあってしかるべきではないかなと思います。あとは周知方法をどうするかということです。

学校教育課長

学校教育課の誰がということに関しては、今年度、既に担当指導主事を2名決め、校長会で周知しています。来年度も、校長会で周知をしていきたいと思っています。

各校の担当職員の名簿報告については、事務局でも委員と同じことを考えています。

担当職員に管理職を1名という箇所については、今のご意見も大切だと思いますので、管理職を相談者の中に入れるよう付け加えます。

連絡先は、記載させていただきます。

委員

校長に通知というのは、校長に通知をすれば、全教職員に伝わるという考え方ですか。教育長方針とか、校長方針を各学校に掲示し、担当者は誰々というようなポスターとかの類は作らないということでしょうか。

学校教育課長

ハラスメント防止要綱をそれぞれの学校に配布します。

校長会の内容をきちんと教職員に周知していただくよう、校長には回覧を依頼しています。

委員

法改正があってこういう形で、市独自でもしないといけなくなったというふうに言われましたが、今までは、教職員で困られた事例は、県の担当者に流れていたと解釈でよろしいでしょうか。

学校教育課長

今までも、市教育委員会で相談を受け対応したケースもあります。防止要綱をきちんと定めて、対応していくということです。

委員

わかりました。

教育長

今までは、教頭先生に校内の窓口になってもらい運用していましたが、きちんと制度化しようということで整えたということです。今まで何か問題があったときに、何も手を打っていないわけではありません。

制度化したということです。

委員

法律改正 2022 年 4 月からになっているので中小企業にも該当します。民間企業であれば、就業規則の中に入れて、懲戒も含めて、別途、セクハラ防止要領とか要綱とか、制定をするマニュアルを作るということになります。民間企業では就業規則を改定するにあたって、労働組合または労働者の代表の意見を求めて署名をもらうということになりますが、教職員組合との話し合いの状況はいかがでしょうか。

学校教育課長

先ほど説明しましたように、倉吉市全体の安全衛生推進協議会というのを開催しております。内容については、教育長、学校代表、教職員組合も入っています。

内容については、9月に協議をし、現在のハラスメント防止要綱ができています。

委員

わかりました。

教育長

その他にはよろしいでしょうか。

委員

ハラスメント対策委員会を設置し、措置を行うということで、その中で重要事項については委員会を設置するという、では何が重要事項で、何が重要事項でないのかということでしょうか。それから、教育委員会の中で対策委員会を設置することになりますが、組織図が必要ではないでしょうか。また組織の中に事務局長は入らないので

しょうか。

学校教育課長
委員

今のところ入っておりません。

民間だと社長が最終決定者ですので、こういう不祥事件等防止委員会とかには社長が入りません。次席者が入って委員会で、自由闊達な協議をした上で、最終的に社長に具申をする。それはおかしいよということになれば差し戻し、処分が一応決定したら、該当者に言います。その時に、不服審査請求ができるかどうかとか、そういったことの流れまで、一応手順として細則に落とし込んであるのかどうか。これからでしょうけども、そういったことも含めて検討しているかどうかお聞きしたい。

学校教育課長

今のご意見を参考に、ある程度のところは落とし込んでいく必要があると思います。組織図、権限のところも含めて、また勉強しながら作成していきたいと考えています。

委員

一番初めのとっかかりなので、後の変更も含めて考えていければいいと思います。

委員会は、定期的に、例えば3か月に1回程度、安全衛生委員会と同じような形で対策委員会を設置する必要があると思います。その会の中で過去3か月の振り返り、各学校の周知方法・取組等も把握するようにしないと、ただ要綱を作っただけで終わるのではないかと思います。

今後、どれだけ実効性を持たせるかということ浸透させていかないと、絵に描いたモチに終わると思います。その辺りも含めて、今後、しっかりと取組んでいただきたいと思います。

教育長

ありがとうございます。

委員

自分の職場の防止要綱には、パンフレットに職員の意識啓発をすること、フローチャートも作成しています。教職員がわかりやすく相談できるように、他の機関等のものを参考にして、作成してみてください。

学校教育課長

はい。

委員

もう一つですが、虚偽の申し出について、相手を落とし込めるような申し出をした内容について、どう考えておられるでしょうか。文章の明記についても、どうお考えですか。

学校教育課長

虚偽の申し出に対しては、内容によっては、処分的なものを考える必要があると思います。

委員

そうすると、あんまり相談が出てこなくなるのではないかという危惧がありますけども、そのところも文章に落とし込んで、明示しておいておかれた方がいいと思います。要綱は要綱として、細則なら細則できちんと細かく謳うということも必要ではないかというふうに思います。県とか市のそういった防止要綱がどうなっているかを参考にしながら、また検討していただきたいと思います。参考資料がありますので後でお渡しします。

学校教育課長

はい。ありがとうございます。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

教育長

要綱の制定については、問題ないということで、ご承認をいただくということで、よろしいですか。

(委員承認)

教育長

よろしいでしょうか。

委員 これはもう教育委員会事務局とは関係ないのかもしれませんが、指定管理者については、その指定管理者が持っていると思うんですけども、そのあたりも含めて、定期的なヒアリングの時には、チェックしておかれた方がいいかと思います。

今まで公民館の管理は社会教育課の方からやっておられましたが、職員同士のハラスメントも、公民館に限らずいろいろな所で聞くことがあります。指定管理をしている場所も必要と思います。

それから、「あなた妊娠したの？また休むの？」といったような言葉は、許されません。職員・従業員同士であっても許されません。だから、権限を持っている者、同僚同士もいけないものはいけません。そういったところも含めて、指導徹底をよろしくお願いしたいと思います。

教育長 今、委員からご意見があった件は、実態としてはどういうふうに、チェックが入っているのでしょうか。何かあったときに申し出る仕組みは当然あるのだろうと思われませんが、どなたかわかれる方は。

学校教育課長 市の方だと、基本的には職員課になります。

教育長 指定管理に出ている団体であっても、職員課に申し出ができるということでしょうか。

教育総務課長 指定管理者は市の職員ではないので、また別の扱いになります。

教育長 ということは、指定管理になっている場合は、その指定管理になっている団体が、こういう要綱を作らないといけないということですか。

委員 作ってあるとは思いますが。

教育長 ご指摘ありがとうございます。

5 教育長報告

(資料に沿って、教育長説明)

教育長 何かご質問があればお願いします。よろしいですか。

委員 マルイさんから頂いた図書カードはどんなふうに子どもたちに還元されているのでしょうか。

教育長 売上金額に応じて図書カードを分配し、それで本を買って学校の図書室に置いています。

(委員承諾)

6 報告事項

○教育総務課

(1) 専決処分について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長 補足しますと、再発防止のために、ケージと言いますが、ネットの囲いをつけて、そこでバッティング練習をするようにします。それから、バックネット裏には、駐車を極力しないということで、東中は動いています。

委員 バックネット裏に車を止めるということ自体が問題ではないかと思います。車を駐車する場所がないということですか。

教育長 足りない時があります。

教育総務課長 もともと駐車スペースが少ない学校です。

委員 学校に車で来るということは、許可取っているわけです。何台車を置く場所が必要かというのは、把握されていますか。

教育長 本来はそうです。

委員 誰かが臨時で乗ってくると、停める場所がないというだけの話ですか。

教育総務課長 はい。

委員 これは保険で処理ですか。

教育総務課長 そうです。
(委員承諾)

○学校教育課

(3) 第4回統合準備委員会について

(4) 小学校適正配置高城地区説明会について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

教育長 何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。
(委員承諾)

○社会教育課

(1) 令和3年度生涯学習講座について

(2) 中部ハイスクールフォーラム2021について

(3) 第74回優良公民館表彰について

(4) 倉吉市営関金ラグビー場オープニングイベントについて

(5) 倉吉市営温水プール開館20周年及び利用者数120万人達成記念式典について

(資料に沿って、社会教育課長説明)

教育長 何かございますでしょうか。
何もなければ一つ報告です。

4ページの、生涯学習講座。第5回目なのですが、博物館長を講師に奈良時代の疫病の話をしていただきました。コロナ対策の10万円の給付金は、奈良時代から始まっているということでした。当時はお金ではありませんが、米が配られていたそうです。考えることは、どの時代も一緒ということです。奈良時代の仕組みをそのまま使ったのかと思いました。

教育長 その他よろしいですか。
(委員承諾)

○文化財課

(1) 倉吉文化財協会第37回倉吉学講座について

(2) 令和3年度伝統的建造物群保存地区保存審議会(第2回)について

(資料に沿って、文化財課長説明)

教育長 何かございませんでしょうか。

委員 協議事項の4番の、竹内家の屋根並びに二階部分はどの辺りになるのでしょうか。

文化財課長 新町1丁目のエルハイナー永田のパン屋を、逆に入っていったところで、以前は美容院をされていた建物になります。

委員 エルハイナー永田を新町2丁目側に入っていった方ですか。

文化財課長 逆です。新町1丁目を研屋町の方に入った方です。

委員 では、赤瓦のある方に入ったところですね。

文化財課長 はい、そうです。

委員 わかりました。

教育長 他にはございませんか。

委員 もう一ついいですか。意見が出たことに対して、文化財課として市として、どのように対応するかというのは、これからということでしょうか。

文化財課長 市としてどのように考えるかということに関しては、これからの検討になります。出された意見にそういうような形で考えていきたいと思いますが、できるものできないものがありますので、きちんと精査しながら、考えていきたいと思います。

委員 文化財課の方で素案を作って、市として協議をするという理解してよろしいですか。

文化財課長 はい。

委員 宿泊施設にしてはどうかという意見に対して、なしのつぶてでもいけないでしょうし、いろんな制約を考えながら、できるもの、できないものを委員さんに回答するという事で理解していいですか。

文化財課長 はい。

委員 わかりました。

教育長 伝建群も守っていかなければいけないのですけど、特に特定物件は、基本、その特定物件を解体して解除することには、原則としてできないと思っていないといけません。今回協議に上げたケースは、もうすでに10年以上空き家になっています。家主さんは、ここにお住まいではなくて、施設におられてやりとりができません。子供さんがおられますが、鳥取県内には住んでおられません。

連絡は取れますが、更地にして手放したい意向です。業者の方も、上物があると、マイナスの査定になるので、だから全部建物を取り払って更地にし、誰かが希望があれば売りたいということです。やりとりの中で維持していただくご意思がないので、特定物件を解除して、解体することについて、あえて意見を求めました。しかし、委員からは、その方向ではない方向で検討しなさいという結論だったということです。

内部協議している中ですごく気になったのは、こういうケースになる可能性のある家は、他にはないかということです。数件、何年か後に、同じようなことになる可能性もあるということでした。委員からは倉吉市のまちづくりのビジョンというところにも関わってくるというようなご意見もあり、文化財課だけでなく、市ぐるみで、ずっと継続して住んでもらえる仕組みを、何か仕掛けていかないと、結局同じ問題が起きて、維持がなかなか難しいと心配の声がありました。

解除はできませんので、どのようにしていくかということをお文化財課長が申し上げたように、これから考えていかないとはいけません。

委員 今言われたように、もうどうしようもなくなってからではいけないので、該当の家が何件かあるのでしたら、今からでも協議をしておく必要があると思います。少しでも早め早めに対応していかないと、所有者が施設に入られたりしてしまってからでは遅いかと思います。

教育長 文化財課も努力はしているんですが、今回のケースはご指摘のとおり空き家になっ

てから10年ぐらい経っています。今までどうしてきたのかと言われてしまいます。

その他何かございますか。それでは進行させてよろしいでしょうか。

(委員承諾)

○博物館

(1) 博物館口座⑥「大山の火砕流を見よう」事業報告について

(1) 自然ウォッチング⑨「天神川のサケを見よう」事業報告について

(資料に沿って、図書館長説明)

教育長

何かございませんか。

(委員承諾)

○図書館

(1) 倉吉パークスクエアオープン20周年記念 倉吉生涯学習講座特別講座について

(2) 倉吉パークスクエアオープン20周年記念 農業セミナーについて

(資料に沿って、図書館長説明)

教育長

何かございませんか。

委員

図書館に限らないですが、今年度、教育委員会としての長期、中期、短期の計画あ
る中で、学習講座に幅広い年代からの参加を募るという方針が謳ってあったと思いま
す。それぞれの担当される講座にどういった年代の方が何人ずつ参加して昨年よりど
うなのか、来年に向けてどういった施策をとったらいいのかということ、ある程度
分析をしておかれたらと思いましたので、お伝えしておきます。

図書館長

12ページのSDGsですが、こちらは小学生、中学生、高校生、参加をいただい
ています。農業の方については、どうしても高齢者に偏っています。実際、毎回、アン
ケートで年齢を尋ねてはいます。

委員

年度計画というか、中期計画も立っておられるので、30代40代の参加が少ないと
いうような同じ反省が出てきますので、社会教育課、博物館とかいろいろな講座が開
かれる中で、分析をしながら次の施策につなげていっていただきたいと思います。

図書館長

ありがとうございます。

教育長

他にはございませんか。

博物館長

博物館の方は、毎回アンケートをとっております。大体の年代は、もちろんわかり
ます。例えば、博物館講座にどれくらいおいてになっているかというようなこともわ
かります。最近の実技講座「切り絵」には19人の参加がありまして、そのうち7割
が初めて参加されています。この切り絵講座については、創作文華展という作品展が
ございますが、創作人口を増やそうという思いでやっておりますので、初めて参加さ
れる方がこれだけあるというのは、狙いどおりの方が参加されたのではないかと自己
分析しております。

委員

今、博物館長が言われたように、前に比べたら随分開催内容も工夫されているよう
に感じます。だから、それぞれの年代が参加してみたいと思うような内容が、以前に
比べたら少し増えているように思います。こうやって何か参加できるような講座を、
それぞれ検討してもらって、少しでも幅広く、講座の幅も広げていってもらえたらと
思います。

教育長

よろしいでしょうか。

課題としては、図書館で行うものは、その小さい子ども向けのものもかなりあるので、若い保護者の方の参加もある程度ありますが、生涯学習講座はどちらかというと、年齢が高めの方で、30代40代の方に来てもらうということが、少し課題なのかと感じています。何とか、様々な年齢の方に来て欲しいというところを目標にして取り組んでいます。努力は続けていきたいと思っています。

では進行してよろしいでしょうか。

(委員承諾)

○給食センター

(1) 学校給食センター調理等業務委託業者選定に係る応募状況及び今後のスケジュールについて

(2) くらよし 食育だより 11月号について

(資料に沿って、給食センター所長説明)

教育長 1月19日の地産地消給食の日に、「大風呂敷」を提供することについて値段も通常の半額位で入れてもらえるということでした。1回限りということですか。

教育長 何かございますか。

委員 くらよし食育だよりというのは、前も聞いたかもしれませんが、市報には入っていないのですか。

給食センター所長 入っていません。

教育長 学校の方と、ホームページで出させていただいております。

委員 市報に入れていただくといいかと思います。ドンドロケ飯のレシピがついていますし、入れるだけという形でもいいのかなと思いました。費用もかかりますけどもご検討願います。

教育長 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

(委員承諾)

教育長 一番最初の日程に戻りますが、「7 その他」です。委員さんの方から何かその他の点で、お気づきのことがあればお願いします。

委員 議会が終わって、色々な陳情採択とか、教育長の答弁の中で検討するような回答がありましたので、引き続き頑張っていたいただきたいと思っています。

教育長 他にはよろしいでしょうか。

7 その他

○教育総務課

(1) 市民からの声（電話窓口）について

教育総務課長 市民からの声です。資料は2枚目のものです。

これは電話による相談ではなく、応援メッセージです。高校生の元保護者の方からです。今回の高校生の通学費助成に関わる助成方針については、賛成であるということです。そもそも東西部に通学するという段階で、いろいろなメリットやデメリットを検証した上での通学であるので、高校生通学費助成には全く関係ないということの内容の電話でございました。

続きまして、2ページこの裏になりますが、今回の12月議会に、提出された陳情書です。

9月に一度陳情として提示されましたが、9月議会では不採択になっております。

再度 10 月議会に陳情書が提出されました。陳情内容といたしまして、高校生通学費助成における対象校を見直して、東西部の高校へ通う生徒も対象にするということです。これにつきましては、最終本会議において採択となっております。

この陳情書の取り扱いですが、この事業は令和 2 年度から始まっており、今後、市長との間でどのような方向に進めるのか決まっておりません。以上です。

教育長

何かございましたら、よろしいでしょう。

(委員承諾)

次回委員会について調整し、次のとおり決定

・倉吉市教育委員会 2 月定例会

日 時：令和 4 年 2 月 24 日（木）午後 3 時 00 分

場 所：倉吉市役所 A 会議室

・倉吉市教育委員会 3 月臨時会

日 時：令和 4 年 3 月 8 日（火）午後 5 時 00 分

場 所：倉吉市教育委員会 教育長室

[以下、非公開]

8 議 事

(2) 議案第 47 号 市立中学校教職員の処分について

9 報告事項

○学校教育課

(1) 校区外・区域外承認報告について

(2) 不登校・問題行動について

(5) 「共同学校事務室」令和 4 年度本格実施について

[以下、公開]

教育長

今日も長時間、ありがとうございました。

10 閉会